

●日 時 令和2年5月29日(金) ※答申日

●議 題

○審議事項

林政諮問第1号 林地開発許可案件について(工業団地建設)

笠間市諮問第2号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設)

○報告事項

令和元年度森林湖沼環境税活用事業の実績及び令和2年度事業計画について

●審議結果

諮問案件については、異議なく承認された。

●委員からの主な意見等（書面質疑）

○林政諮問第1号について

Q. 太陽光発電案件に比べて調整池が大きいのはなぜですか。

A. 事業地が比較的平坦な上、道路配置や流出先となる下流河川との関係で調整池の深さがあまりとれず、面積を広くとる必要があるためです。

○笠間市諮問第2号について

Q. 計画地内に同意が得られていない土地があるようですが、当該地の所有者はその土地に行くことはできるのですか。

A. 事業者に対し、土地所有者が出入りできるような通路を確保するよう指導しています。

Q. 太陽光パネルの架台基礎設計における地盤の支持力の調査方法は適切ですか。木の伐採にあたり伐根も行うと、支持力は低くなると思われます。

A. 架台基礎の設計にあたっては、パネル設置面の造成後に調査を行いN値を確認するほか、経産省のガイドラインに基づき載荷試験や引抜き試験を行うこととしており、適切と言えます。

意見. 大規模な山林開発に関して、長期間に渡り造成が行われることとなり、造成中の土砂流出等の災害発生もみられるので、造成中に関しての指導方法や基準等を検討いただきたいと思います。

●日時 令和2年12月18日(金) 13時25分～15時20分

●場所 茨城県庁9階 901会議室

●議題

- 会長の選出 会長に佐川委員を選出。
- 会長代行の選出 会長代行に中川委員を選出。
- 森林保全部会委員及び部会長の指名
会長が部会員7名を指名。部会長に中川委員を指名。

○審議事項

- 林政諮問第2号 八溝多賀地域森林計画の変更について
- 林政諮問第3号 水戸那珂地域森林計画の変更について
- 林政諮問第4号 霞ヶ浦地域森林計画の変更について
- 林政諮問第5号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設)

○報告事項

- 林地開発許可(10ha以下)について

●審議結果

諮問案件については、異議なく承認された。

●委員からの主な意見等

○林政諮問第2号～4号について

- Q. 地域森林計画の変更について、山地崩壊が発生して治山事業の数量が変わったということですが、何か理由があったのでしょうか。
- A. 主に昨年の台風等の豪雨により山地崩壊等が発生し、工事箇所が増えたものです。

○林政諮問第5号について

- Q. 事業地の下流側は水田が多い地域です。開発により、水田の水の確保にどのような影響があると考えていますか。
- A. 森林には、水を貯え徐々に下流域に提供するスポンジのような機能があります。今回は、この機能を4つの調整池で代替することとしており、計画通りの工事がなされれば下流域への大きな影響はないものと考えています。
- Q. 事業者は、周辺環境への影響がないように努めるとしてはいますが、もし問題が起きてしまった場合、行政指導を行ったり罰則を課すことはできるのでしょうか。
- A. 計画どおり施工することによって影響は出ないものと考えますが、万が一問題が発生した場合には、口頭や文書で行政指導を行います。場合によっては中止命令や許可の取り消し、そのうえで原形復旧を命ずるといった対応をとることとなります。

意見. 工事完了後、転売等により経営者が変わってトラブルが起きる可能性があります、その場合に一番困るのは地元住民です。県には、許可した後も現場をよく見ておいてほしいと思います。

意見. 地域の住民は、何か問題が生じた場合には一番身近な市町村に解決を求めてきます。許可を出す県には、市町村の役割もしっかり認識してもらいたいと思います。

意見. 林地開発の許可条件、例えば「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと」といった基準が曖昧なのではないでしょうか。